

## 令和7年度通学路危険箇所回答書【鴨方西小学校】

番号	住所・番地	危険箇所	要望内容	回答
1	鴨方町小坂東 県道鴨方矢掛線杉谷池付近	県道155号（阿部山から谷口地区まで）	県道の草木が通行の妨げになっている。（特に池の周辺）土砂崩れや倒木がないように点検・整備していただきたい。	<p>県道の除草については、基本的に全ての県道において、年に1回（7月中旬～お盆期間）除草業務を行っております。除草においては、多くの要望をいただいているところではありますが、通行に支障があることを確認できた場合には、市内での優先度を考慮の上、対応を検討して参ります。</p> <p>また、落石・倒木については、定期的なパトロールを行い、安全な通行の確保に努めます。</p> <p>【井笠維持補修課】</p>
2	鴨方町小坂東	県道155号（谷口公園～谷口公会堂）	白線が消えかかっている。 白線を引き直してほしい。	<p>来年度に区画線の引き直しを行います。</p> <p>【井笠維持補修課】</p>
3	鴨方町小坂東	県道155号（町小路）	狭い箇所もスピードを出して通り、バックをしている車がいる。「通学路注意」「通学路スピード落とせ」等の看板の設置をしてほしい。	<p>当該箇所につきまして、「通学路注意」の看板をR7～R8年度中に設置するよう調整しています。</p> <p>※設置において関係各所の許可等が必要となり、設置が困難な場合があります。</p> <p>【くらし安全課】</p>
4	鴨方町小坂東	県道286号（町小路）	「かも川」の横の道が見通しが悪いのに、スピードを出す車がいる。「通学路注意」「通学路スピード落とせ」等の看板の設置をしてほしい。	<p>当該箇所につきまして、「通学路注意」の看板をR7～R8年度中に設置するよう調整しています。</p> <p>※設置において関係各所の許可等が必要となり、設置が困難な場合があります。</p> <p>【くらし安全課】</p>
5	鴨方町小坂東	県道286号（町小路～土井谷地区）	グリーンベルト内に草が茂り、歩けない。草刈りをしてほしい。	<p>県道の除草については、基本的に全ての県道において、年に1回（7月中旬～お盆期間）除草業務を行っております。除草においては、多くの要望をいただいているところではありますが、通行に支障があることを確認できた場合には、市内での優先度を考慮の上、対応を検討して参ります。</p> <p>【井笠維持補修課】</p>

6	鴨方町小坂東	県道286号(土井谷～犬飼)	スピードを出す車が多く、カーブは見にくいいため危険。カーブミラーの設置、「通学路注意」の看板を立てる等の対策をしていただきたい。	当該箇所につきまして、「通学路注意」の看板をR7～R8年度中に設置するよう調整しています。 ※設置において関係各所の許可等が必要となり、設置が困難な場合があります。 【くらし安全課】
7	鴨方町小坂西	県道286号虫明商店から県道と交わる交差点(仁故～大内地区)	白線がほとんど消えてしまっている。白線を引き直し、できればグリーンベルトも引いていただきたい。	令和8年度に白線の復旧を行います。 【建設課】 白線の復旧後、児童の登下校の様子を確認してグリーンベルトの設置について検討していきます。 【学校教育課】
8	鴨方町小坂西	農免道路および、農免道路から県道60号に入る道	農免道路を歩くとき、路側帯の幅が狭く、車もスピードを出すので危険。また、県道方向に曲がって歩くとき、道が狭く危険。グリーンベルトを設置し、通学路である旨の注意喚起をしてほしい。	当該箇所につきまして、「通学路注意」の看板をR7～R8年度中に設置するよう調整しています。 ※設置において関係各所の許可等が必要となり、設置が困難な場合があります。 【くらし安全課】
9	鴨方町小坂西	県道60号(柏部地区あたり)	草が伸びて道路にはみ出し、歩道の通行に支障が出ている。安全に歩道を歩けるように、草刈りをしていただきたい。	県道の除草については、基本的に全ての県道において、年に1回(7月中旬～お盆期間)除草業務を行っております。除草においては、多くの要望をいただいているところではありますが、通行に支障があることを確認できた場合には、市内での優先度を考慮の上、対応を検討して参ります。 【井笠維持補修課】
10	鴨方町小坂西	県道168号(引野地区の三叉路)	反射板が倒れかかって折れているため子どもが触ってけがをしたら危ないので、反射板をなおしてほしい。	令和7年度に反射板の復旧を行います。 【建設課】
11	鴨方町みどりヶ丘	通学路道路	坂からスピードを上げて上がってくる車が危険。通学路とわかるような看板の設置(徐行・注意等)をお願いしたい。	当該箇所につきまして、「通学路注意・最徐行」の看板をR7～R8年度中に2箇所設置するよう調整しています。 ※設置において関係各所の許可等が必要となり、設置が困難な場合があります。 【くらし安全課】
12	鴨方町みどりヶ丘	通学路道路	令和7年6月に、倒木があり、電線にかかったため通行止めになって困った。他の木も倒れる可能性があり、通行中に倒れると大変危険。木々の伐採をしていただきたい。	原則、民有地から伸びている樹木等に関しては、その土地の地権者によって管理していただく必要があります。地権者に適正な管理を促すように通知いたします。 【建設業務課】